

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 74 会社計算規則・会社法施行規則等の改正案の概要 (1/2)

法務省は 11 月 25 日に会社計算規則や会社法施行規則等の法務省令等の改正案を公表しました。平成 26 年 6 月に公布された「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」等の施行、及び平成 25 年 9 月の企業結合に関する会計基準の改正等を踏まえた改正です。

今回と次回にわたって上記改正のうち計算書類及び事業報告に関連のある部分の改正案を解説します。今回は上記改正のうち計算書類に関する部分の改正案について解説します。

### 1. 計算書類に関する改正案の概要

#### (1) 企業結合に関する会計基準等の改正に伴う規定の整備

会計基準等の改正に伴い計算書類及び連結計算書類の表示に係る整備が行われています。

#### <連結計算書類における表示科目等の変更>

- ・連結貸借対照表、連結株主資本等変動計算書における表示科目の名称変更（「少数株主持分」を「非支配株主持分」に変更する。）
  - ・連結損益計算書の「当期純利益(損失)」に非支配株主に帰属する部分も含めて表示する。
  - ・連結損益計算書の「当期純利益(損失)」の次に「非支配株主に帰属する当期純利益(損失)」、「親会社株主に帰属する当期純利益(損失)」を表示する。
  - ・連結計算書類の作成のための基本となる事項の名称変更（「会計処理基準」を「会計方針」に変更する。）
  - ・一株当たり情報に関する注記における名称変更（「一株当たりの当期純利益(損失)金額」を「一株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益(損失)金額」に変更する。）
- (会社計算規則 76 条, 93 条, 94 条, 96 条 2 項及び 8 項, 102 条並びに 113 条)

#### <株主資本等変動計算書における暫定的な会計処理の確定時の表示>

企業結合年度の翌年度に暫定的な会計処理の確定を行い企業結合年度の翌年度のみが表示が行われる場合、株主資本等変動計算書において期首残高に対する影響額を区分表示す

るとともに当該影響額の反映後の期首残高を記載します（会社計算規則 96 条 7 項）。当該改正は単体の計算書類でも適用されます。

（2）ウェブ開示事項の拡大

ウェブ開示を行うことで株主に対してその事項を提供したとみなされる、いわゆるウェブ開示事項の範囲の見直し等が行われています。従来、計算書類については個別注記表のみウェブ開示を行うことができたが、今回の改正案ではウェブ開示を行うことができる計算書類に株主資本等変動計算書が追加されています（会社計算規則 133 条）。

2. 施行予定日等

改正会社法の施行日（平成 27 年 5 月 1 日を予定）から施行する予定です。

ただし、上記（1）の企業結合に関する会計基準等の改正に伴う会社計算規則の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の記載方式によります。